

総価契約単価合意方式フォローアップ調査結果

吉田 潔* 大野真希** 関根隆善*** 船田 誠****

1. はじめに

土木工事において現場の条件変更等があった場合には、契約書第24条に基づき請負代金額の変更協議を行うこととなっている。しかし発注者は、受注者の技術的特性にかかわらず標準的な価格を算定するため、受発注者間で価格に対する認識が異なり、変更協議に手間取る場合があった。

このため国土交通省においては、契約後に受注者が提出した内訳書の工種毎の単価について受発注者間で協議・合意し、合意単価により金額変更する“総価契約単価合意方式^{*}”をユニットプライス型積算方式などの一部の工事で試行してきた。

近年、受注者の経営環境が厳しい中“変更協議円滑化”の必要性が顕在化してきた。そのため国土交通省においては、平成22年4月1日以降に入札公告を行う全ての土木工事等において、総価契約単価合意方式（以下「総価単価」と言う）を導入することとした。ここでは平成22年度の総価単価実施状況やフォローアップ調査結果を報告する。

2. 総価契約単価合意方式の概要

2.1 対象工事

空港、港湾、営繕を除く国交省直轄の全ての土木工事において、平成22年4月1日以降に入札を行う工事から適用している。

2.2 実施方法

対象工事は入札公告等に「総価契約単価合意方式の対象工事である」ことが明記される。また、落札者の決定方法および契約締結手続きは従来と変わらないが、契約書の下記の条項は従来のものから総価単価に沿ったものに修正されている。

- ・第3条（請負代金内訳書、工程表）
- ・第24条（請負代金額の変更方法）
- ・第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- ・第29条（不可抗力による損害）
- ・第37条（部分払）
- ・第38条（部分引渡し）

契約書の記載例は、「総価契約単価合意方式実施要領（平成22年3月9日付国官技第261号）」で確認できる。

図-1に総価単価の手続きフローを示す。契約締結後、受注者は従来どおり14日以内に請負代金内訳書を提出する。単価協議および合意は、受注者が提出した請負代金内訳書の個々の単価等について、発注者が算出根拠等の妥当性をヒアリングにより確認することで実施する。単価合意は基本的に工事工種体系階層のうち、例えばコンクリート数量といった細別（レベル4）^{*}毎に行う。合意結果については“単価合意書”を締結し公表する。この手順は単価個別合意方式^{*}（以下「個別合意」と言う）と言う。

工事の規模や特性により、単価合意のメリットよりも単価協議の負担が大きい場合も想定される。そのため、分任支出負担行為担当官発注工事（3億円以下の事務所発注工事）においては、受注者が希望する場合は、個別単価の協議を行わず一律に契約価格に対する予定価格の比率（以下「請負比率」と言う）に発注者積算単価を乗ずる“単価包括合意方式^{*}”（以下「包括合意」と言う）を選択することも可能としている。

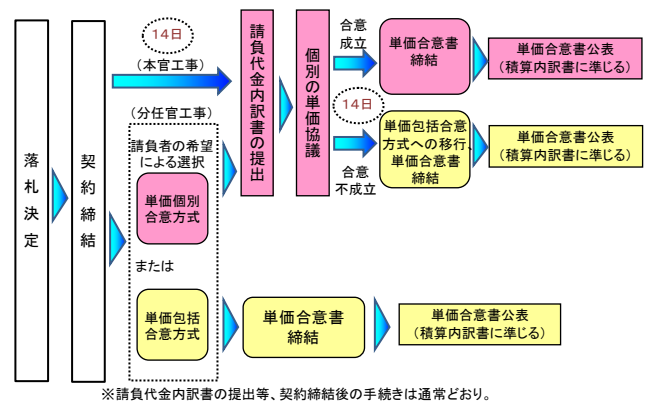


図-1 総価単価の手続きフロー

Follow-up results of “lump sum contract and unit price agreement procedure”

^{*}土木用語解説：総価契約単価合意方式、単価個別合意方式、単価包括合意方式、細別（L4）、発注者単価

2.3 請負代金額の変更方法

変更金額は合意単価を用いて算出するが、あくまでも“単価契約”ではなく“総価契約”であるため、“変更予定価格作成→見積もり合わせ”という契約行為は従来どおり行う。

変更金額の算出にあたっては、単価合意した細別（レベル4）の数量増減のみであれば合意単価を用いて算出する。

合意単価を用いるのが不適当となるような条件変更があった場合には、条件変更後の発注者単価に、条件変更前の発注者単価と受注者単価の比率を乗じた単価を用いる。

施工体制の変更を伴うような新規の工種が追加された場合には、発注者単価をそのまま使い、請負比率等は乗じない。

共通仮設費（率分）については、合意した内訳書における共通仮設比率（共通仮設費（率分）／直接工事費）を基本とし、直接工事費の増加（減少）に伴う共通仮設費率の通減（逡増）、いわゆるスケールメリットを考慮して金額を算出する。現場管理費（率分）、一般管理費等についても同様にスケールメリットを考慮した現場管理費率、一般管理費率を用いて変更金額を算出する。諸経費の計算例は、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に記載されている。

3. 総価単価の平成22年度実施状況

ユニットプライス型積算方式を除く平成22年度の総価単価の適用工事件数は5,248件であった。うち個別合意が1,259件、包括合意が3,989件であり、全体の76%が包括合意によるものであった。

4. フォローアップ調査結果

4.1 フォローアップ調査の概要

平成22年度に総価単価により実施した工事のうち、土木工事の18工種区分について、合意種別毎（個別、包括）、ならびに工事規模毎（本官、分任官）に、各地方整備局1工事ずつを目安として約400件を抽出し、平成23年3月中旬から4月中旬にかけて受発注者それぞれに書面によるアンケートを実施した。有効回答数は発注者396工事、受注者390工事であった。

なお、東北地方整備局については東日本大震災対応のためアンケートを実施していない。また、

トンネル、コンクリートダム、フィルダム、情報ボックスについては該当工事が無かったためアンケートを実施していない。

4.2 個別合意のアンケート結果

4.2.1 単価協議の作業量

個別合意が選択された工事について単価協議の作業量について聞いたところ、「やや手間がかかった」と「かなり手間がかかった」をあわせると、受注者は44%、発注者は56%であった。手間がかかった理由は、受注者は「発注者との見解の相違の調整」「単価協議に用いる資料等の準備」、発注者は「ヒアリングによる単価の妥当性の確認」「受注者との見解の相違の調整」が多かった。図-2に単価協議の作業量に関する発注者のアンケート結果を示す。

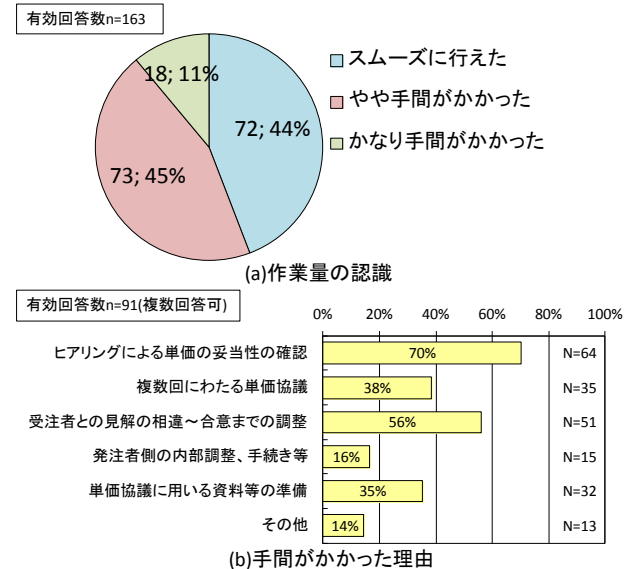


図-2 単価協議の作業量（個別合意、発注者）

4.2.2 単価合意結果

単価協議により合意された単価の水準を聞いたところ、受注者は「全て受注者の考えていた単価での合意だった」と「合意単価の概ね70%以上で受注者が考えていた単価での合意だった」をあわせて82%、発注者は「全ての単価で官積算単価の±10%の範囲内だった」と「合意単価の概ね70%以上で官積算単価の±10%の範囲内だった」をあわせて85%であった。図-3に単価合意結果に関する受注者のアンケート結果を示す。

受注者は概ね当初考えていた単価で合意できており、満足度は高いと考えられる。また、受注者の考えていた単価は官積算単価に近いものが比較的多く、従来受発注者間で価格に対する認識が異なり変更協議のさまたげとなっていたものは一部

の単価に限られることがわかった。

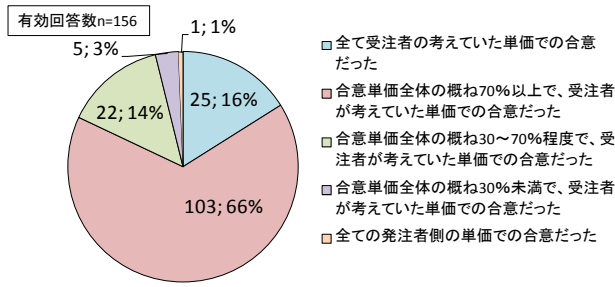


図-3 単価合意結果 (個別合意、受注者)

4.2.3 総価単価のメリット

変更における総価単価のメリットを聞いたところ、「メリットを感じた」が、受注者は73%、発注者は31%であった。受注者が感じた具体的なメリットは「落札率による一律圧縮ではなくなり、より実態にあった変更契約に近づいた」「最終額が見当しやすくなった」「変更金額の把握がしやすかった」が多くなっている。図-4に総価単価のメリットに関する受発注者のアンケート結果を示す。

多くの受注者がメリットを感じている一方、発注者は受注者の半分もメリットを感じていないことが明らかとなった。発注者は、実態にあった変更契約に近づいたかどうかを実感しづらいことや、積算基準に従い予定価格を算出する過程では総価単価のメリットを感じづらいためと考えられる。

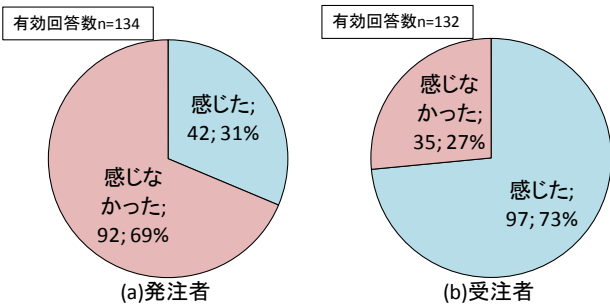


図-4 総価単価のメリット (個別合意)

4.3 包括合意のアンケート結果

4.3.1 包括合意の選択理由

包括合意が選択された工事について受注者に選択理由を聞いたところ、「包括合意の方が手間がかからず簡単だから」が78%であった。包括合意を選択した受注者は、ほとんどが内容を理解し自発的に選択したものと考えられる。

一方、「個別合意がよく理解できないから」が20%、「個別合意に必要な資料が協議期間中に準備できないから」が11%など、非自発的に包括

合意を選択したと考えられる受注者も少なからず見られた。図-5に包括合意の選択理由に関する受注者のアンケート結果を示す。

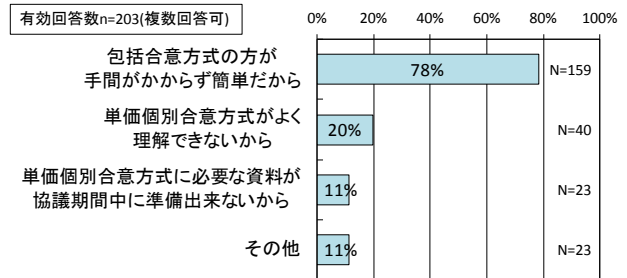


図-5 包括合意の選択理由 (包括合意、受注者)

4.3.2 総価単価のメリット

変更における総価単価のメリットを聞いたところ、「メリットを感じた」が、受注者は41%、発注者は22%であった。受注者が感じた具体的なメリットは「(新規工種は)落札率による一律圧縮ではなくなり、より実態にあった変更契約に近づいた」「最終額が見当しやすくなった」「変更金額の把握がしやすかった」が多くなっている。図-6に総価単価のメリットに関する受発注者のアンケート結果を示す。

個別合意のアンケート結果に比べて、受注者がメリットを感じたという意見が大きく減少しているのが分かる。もともと包括合意は、合意単価を用いることのメリットよりも単価協議の負担が大きいため“受注者が自発的に包括合意を選択する”ものであるため、当然の結果といえる。

しかし、総価単価のメリットについて個別合意が優位なのは歴然としているため、前節で明らかとなった非自発的な包括合意選択の解消には重点的に取り組む必要がある。

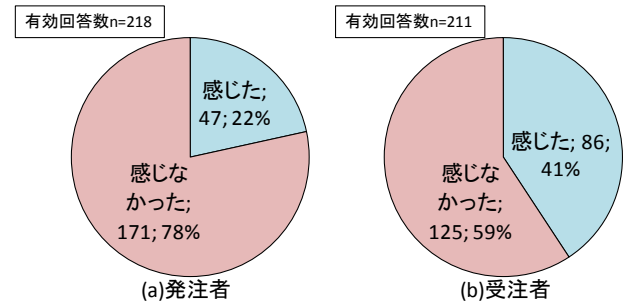


図-6 総価単価のメリット (包括合意)

4.4 その他全般のアンケート結果

4.4.1 総価単価の理解度

受注者に総価単価の理解度を聞いたところ、実施要領等の公表資料で総価単価の実施内容を理解できたのは、「良く理解できた」と「ほぼ理解で

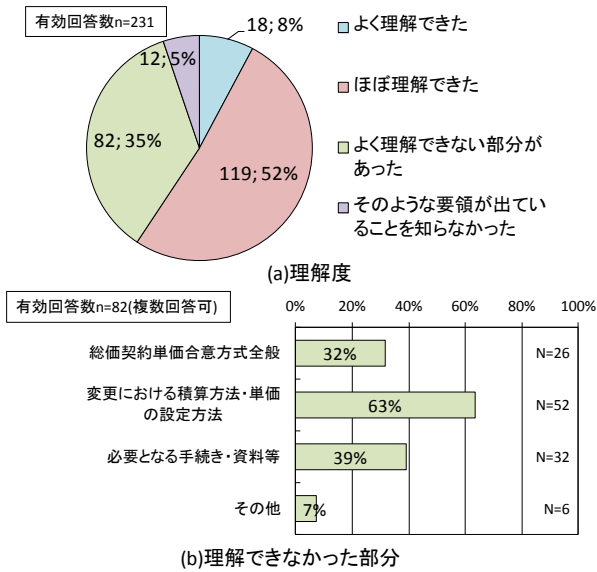


図-7 総価単価の理解度 (受注者、包括合意)

きた」をあわせて個別合意では66%、包括合意では60%であった。理解できなかった部分は、個別合意、包括合意ともに「変更における積算方法・単価の設定方法」が最も多く、ついで「必要となる手続き・資料等」が多かった。図-7に総価単価の理解度に関する包括合意を選択した受注者のアンケート結果を示す。

4.4.2 総価単価の課題

個別合意が選択された工事について総価単価の課題(複数回答)を聞いたところ、「受注者に総価単価が浸透していない・理解していない」が受注者は20%、発注者は45%であった。さらに「協議および関係資料の作成に時間、手間を要する」が受注者は13%、発注者は49%、「受注者単価の妥当性検証(説明)が難しい」が受注者は25%、発注者は53%であった。図-8に総価単価の課題に関する受発注者のアンケート結果を示す。

受注者に比較して発注者の問題意識が高く、また負担感も大きいことが明らかとなった。

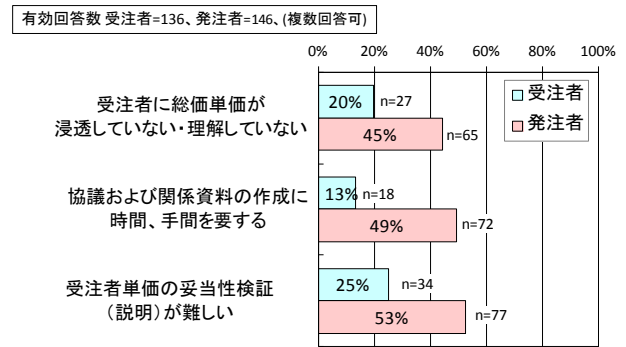


図-8 総価単価の課題 (個別合意)

5. まとめ

フォローアップ調査の結果から、受注者の8割が予定した単価で合意できた、個別合意した受注者の7割がメリットを実感した、など総価単価が受注者から高く評価されていることが分かった。

一方、総価単価を理解できず非自発的に包括合意を選択したと考えられる受注者が少なからずいることや、変更契約における積算が分かりづらいといった意見が多いなど、総価単価の理解不足も明らかとなった。受注者向けの実務的なマニュアルを作成し、説明会を開催するなど制度普及に向けた活動が必要である。

また、単価の妥当性判断(説明)が難しい、資料の作成に時間や手間を要するなど、現場における受発注者の苦勞が明らかとなった。蓄積事例を共有することや、実質的な負担が減るよう実施要領で定めた手続き等を見直すことなどが必要である。このうち分任官工事において個別合意・包括合意を選択する際の手続きについては、簡素化し平成23年10月1日から適用している。

今後も総価単価の普及のため課題把握に努め、実施要領やマニュアルの見直しなどさらなる制度改善を行って参りたい。

吉田 潔*



国土交通省国土技術政策
総合研究所総合技術政策
研究センター建設システム課 主任研究官
Kiyoshi YOSHIDA

大野真希**



国土交通省国土技術政策
総合研究所総合技術政策
研究センター建設システム課 積算技術係長
Masaki OHNO

関根隆善***



国土交通省国土技術政策
総合研究所総合技術政策
研究センター建設システム課 研究官
Takayoshi SEKINE

船田 誠****



国土交通省国土技術政策
総合研究所総合技術政策
研究センター建設システム課 交流研究官
Makoto FUNADA